

JIS

蛍光灯安定器－性能要求事項

JIS C 8118 : 2008

(JELMA/JSA)

平成 20 年 7 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業協会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	恒 川 真 一	社団法人日本電球工業会 (東芝ライテック株式会社)
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	能 見 和 司	電気事業連合会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	福 田 和 典	社団法人日本配線器具工業会 (東芝ライテック株式会社 電材照明社)
	山 田 秀	筑波大学
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.7.20

官 報 公 示：平成 20.7.22

原 案 作 成 者：社団法人日本電球工業会

(〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 TEL 03-3201-2641)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 試験上の一般的注意事項	2
5 表示	2
5.1 回路力率	3
5.2 記号	3
5.3 出力比	3
6 始動電圧	3
6.1 スタータで始動するランプ	3
6.2 スタータなしで始動するランプ	3
6.3 スタータなしで始動するランプ（北米仕様）	3
6.4 スタータへの最大印加電圧（実効値）	3
6.5 スタータ内蔵形ランプ	4
7 予熱条件	4
7.1 スタータ（内蔵形を含む）で始動するランプ	4
7.2 スタータなしで始動するランプ	5
7.3 スタータなしで始動するランプ（北米仕様）	6
8 ランプ電力及び電流	6
8.1 スタータ（内蔵形を含む）で始動するランプ	6
8.2 スタータなしで始動するランプ	6
8.3 スタータなしで始動するランプ（北米仕様）	6
9 回路力率	6
10 入力電流	6
11 ランプ端子の最大電流	6
12 電流波形	7
12.1 入力電流波形	7
12.2 ランプ電流波形	7
13 磁気遮へい	7
14 可聴周波数におけるインピーダンス	7
附属書 A（規定）試験	8
附属書 B（参考）2本の蛍光ランプの直列点灯	20
附属書 C（規定）試験用安定器	21
附属書 D（規定）試験用ランプ	25

	ページ
附属書 JA (規定) 出力比	27
附属書 JB (参考) 検査	28
附属書 JC (参考) 製品の呼び方	30
附属書 JD (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	31
解 説	35

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会(JELMA)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8118-2:1999** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

白 紙

蛍光灯安定器—性能要求事項

Ballasts for tubular fluorescent lamps—Performance requirements

序文

この規格は、2004年に第2版として発行された IEC 60921 及び Amendment 1 (2006)を基に作成した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていない規定項目及び規定内容を日本工業規格として追加して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所、及び附属書 JA～JC は、対応国際規格を変更した事項又は対応国際規格にはない事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JD に示す。

1 適用範囲

この規格は、JIS C 7601 に規定する蛍光ランプ及び JIS C 7605 に規定する殺菌用低圧水銀放電管(以下、ランプという。)の点灯に使用する、定格入力電圧が交流(50 Hz 専用、60 Hz 専用及び 50 Hz・60 Hz 共用)の 1 000 V 以下、及び定格二次電圧が 1 000 V 以下の抵抗形を除く安定器(以下、安定器という。)について規定する。

この規格は、リアクタ、トランス、コンデンサなどの構成部品についても適用する。

この規格は、JIS C 7601 及び JIS C 7605 に規定していない蛍光ランプを点灯する安定器についても適用できる。

JIS C 8147-2-3 で規定する高周波点灯方式の交流電源用蛍光灯電子安定器は、この規格の適用範囲から除く。

注記 1 安全性に関する規格は、JIS C 8147-1 及び JIS C 8147-2-8 による。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60921:2004, Ballasts for tubular fluorescent lamps—Performance requirements 及び
Amendment 1 (2006) (MOD)

なお、対応の程度を表す記号(MOD)は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、修正していることを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS C 7601 蛍光ランプ(一般照明用)

JIS C 7605 殺菌用低圧水銀放電管

JIS C 7617-2 直管蛍光ランプ—第2部：性能規定

注記 対応国際規格：IEC 60081:1997, Double-capped fluorescent lamps—Performance specifications